

## 飯田市が管理権原者となる施設における受動喫煙防止対策調査結果報告について

### 1 調査の趣旨

望まない受動喫煙の防止を目的とした健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）では、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められている。

原則敷地内禁煙となる対象施設では2019年7月1日より法律の適用となることを受け、市所管となる施設について、現状と今後の対応について調査を実施した結果がまとまったので報告する。

### 2 施設等の類型に応じた受動喫煙対策の義務付けについて

#### A 「第一種施設」（2020年4月1日改正法全面施行日より第一種施設とされる）

- (1) 対象施設：ア 学校、児童福祉施設、病院、診療所、介護老人保健施設等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令（平成31年2月22日公布）で定めるもの  
イ 行政機関の庁舎（政策や企画立案が行われている施設）

(2) 施行日：2019年7月1日

(3) 対応：**原則敷地内禁煙**（ただし「特定屋外喫煙場所」の設置が可能）

(4) 特定屋外喫煙場所を設置する場合の措置

- ・ 喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること
- ・ 喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること
- ・ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること（建物の出入り口の前ではなく、建物の裏や屋上等に設置する等）

※ 市の所有でない他機関の施設内に設置されている部課等については、施設の管理権原者でないため対応不要。事務所内は第一種として扱われる。

※ 政令では「行政機関の庁舎」について、「庁舎のみならず国及び地方公共団体に設置が義務付けられている施設」も該当する旨が明記されている。消防団施設等が該当する可能性があり、今後国等による判断により区分を行う。

#### B 「第二種施設」（2020年4月1日施行日より第二種施設とされる）

(1) 対象施設：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設・喫煙目的施設以外の施設（「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味する。）

(2) 施行日：2020年4月1日

(3) 対応：**原則屋内禁煙**（必要な場合は、法律の基準を満たす喫煙専用室）の設置が可能）

※ 第二種施設内に設置されている第一種施設については、事務所内のみ第一種として扱われる。

### 3 調査結果による主な対象施設の受動喫煙対策の現状及び今後の対応

- ・ 受動喫煙対策については法律の趣旨に沿い、市の関連施設に於いて受動喫煙にさらされるような状況に置かれることのないように、各主管部局にて環境を整えていただく対応をお願いする。

## 各施設における対応

### (1) 第一種施設【原則敷地内禁煙となる施設】

施設名	主管部局	今後の対応	備考
飯田市役所本庁舎	総務部 総務文書課	現在の専用喫煙室を廃止し、敷地内禁煙としていく	当分の間、特定屋外喫煙場所を設置する
飯田市役所りんご庁舎	総務部 総務文書課	敷地内禁煙（継続）	飯田市こども家庭応援センター（子育て支援課子育て支援係）、保健課保健指導係、南信州広域連合介護保険係
飯田市リニア関連事業 現地事務所	リニア推進部	敷地内禁煙（継続）	
自治振興センター	市民協働環境部	敷地内禁煙へ （センター事務所内）	第二種施設である公民館敷地内の場合は、第一種適用は事務所内のみ
公立保育園	健康福祉部 子育て支援課	敷地内禁煙（継続）	
市内診療所・	健康福祉部 保健課	敷地内禁煙（継続）	休日夜間、三穂、千代、上村
市立病院	市立病院	敷地内禁煙（継続）	
介護老人保健施設ゆうゆう	市立病院	敷地内禁煙（継続）	
小中学校	教育委員会事務局 学校教育課	敷地内禁煙（継続）	
児童クラブ・児童センター	教育委員会事務局 学校教育課	敷地内禁煙（継続）	
他施設内に設置の 各課事務所		施設管理権原なし （事務所内禁煙）	農業課、工業課、林務課、観光課、商業・市街地活性化課 等
消防分団本部及び各班詰所 ※一種施設に該当の可能性あり	危機管理室	屋内禁煙で屋外に喫煙場所を設置	

### (2) 第二種施設【原則屋内禁煙となる施設】

施設名	主管部局	今後の対応	備考
域学連携交流施設 （簡易宿所）	総合政策部 企画課	屋外喫煙場所設置	
下久堅ふれあい交流館	市民協働環境部 ムトスまち推進課	敷地内禁煙（継続）	
飯田市21世紀環境共生型 モデル住宅	市民協働環境部 環モ推進課	敷地内禁煙（継続）	
飯田市旧飯田測候所	市民協働環境部 環モ推進課	敷地内禁煙（継続）	
飯田市斎苑	市民協働環境部 環境課	専用喫煙室を設置（継続）	喫煙室が基準を満たさない場合は屋外指定喫煙所等対応可
各福祉企業センター	健康福祉部 福祉課	屋外喫煙場所設置	

施設名	主管部局	今後の対応	備考
飯田市障害者生活ケアセンター	健康福祉部 福祉課	敷地内禁煙（継続）	
飯田市福社会館	健康福祉部 福祉課	敷地内禁煙（継続）	
南信濃福祉研修センター	健康福祉部 福祉課	敷地内禁煙（継続）	
南信濃障害者等活動支援センター	健康福祉部 福祉課	敷地内禁煙（継続）	
小規模通所授産施設	健康福祉部 福祉課	敷地内禁煙（継続）	
各デイサービスセンター	健康福祉部 福祉課	屋外喫煙場所設置	敷地内禁煙とするセンターあり
各特別養護老人ホーム	健康福祉部 長寿支援課	屋外喫煙場所設置	敷地内禁煙とするホームあり 設置場所検討中のホームあり
各福祉センター・交流センター	健康福祉部 長寿支援課	屋外喫煙場所設置	
飯田市健康増進施設	健康福祉部 保健課	屋外喫煙場所設置	ほっ湯アップル等
各観光施設	産業経済部 観光課	屋外喫煙場所設置	かぐらの湯、ロッジ下栗、天竜峡温泉交流館、ハイランドしらびそ、各販売所等
天竜川総合学習館 かわらんべ	建設部管理課	屋外喫煙場所設置	設置場所検討
飯田こどもの森公園 おいで館等	建設部土木課	屋外喫煙場所設置	設置場所検討
飯田動物園	建設部土木課	屋外喫煙場所設置	設置場所検討
浄水場・浄化管理センター	上下水道局	屋外喫煙場所設置	
各防災センター・消防センター	危機管理室	屋外喫煙場所設置	
各共同調理場・給食センター	教育委員会事務局 学校教育課	敷地内禁煙（継続）	
各体育館・運動場・武道場等	教育委員会事務局 生・スポ課	屋外喫煙場所設置	
各公民館	教育委員会	屋外喫煙場所設置 （市公・鼎公民館は喫煙室設置）	設置場所検討中 市公は喫煙室基準不適合の場合敷地内禁煙に
各図書館	教育委員会	敷地内禁煙（継続）	
文化会館・人形劇場	教育委員会	専用喫煙室を設置 （文化会館施設のみ・共用）	喫煙室基準不適合の場合屋外喫煙場所設置
各人形館・伝承館・保存館	教育委員会	屋外喫煙場所設置	
川本喜八郎人形美術館	教育委員会	施設管理権原なし	敷地より喫煙所撤去済
美術博物館	教育委員会	屋外喫煙場所設置	記念館等と共有
歴史研究所	教育委員会	敷地内禁煙（継続）	

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

### 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

### 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

### 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 国及び地方公共団体の責務等

- 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

### 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

#### 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

### 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

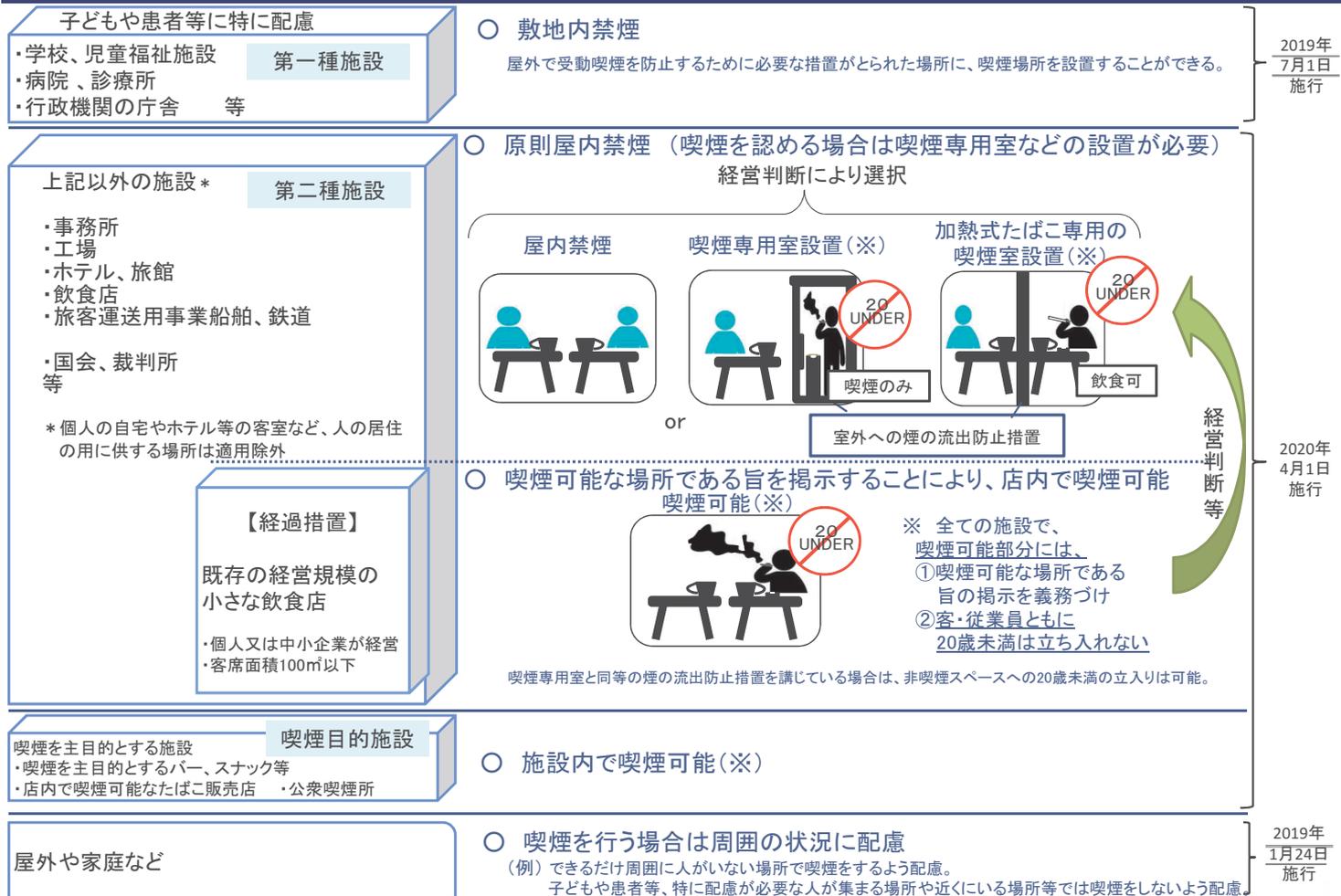
### 4. その他

- 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

# 改正健康増進法の体系



## 国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。